

仕様書

1 件名

船舶給油施設定期点検等（敦賀）

2 仕様

(1) 船舶給油施設点検

ア 地下タンク等の定期点検

(ア) 予定点検回数 52回

毎週1回木曜日（作業不可の場合は翌日又は前日等）に行うこと。

(イ) 作業は、必要な資格を有する者が行うこととし、事前に敦賀海上保安部（以下「保安部」という。）に連絡する。

(ウ) 点検作業に関しては、本仕様書により実施し、明記なき事項であっても、点検作業に関連する些少のものについては、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内で実施する。

(エ) 点検作業中に危険物の漏洩を発見した場合には、保安部及び関係機関に速やかに連絡し、危険物の流出拡大防止、回収等の措置を講じるとともに、原因の究明等についても協力する。

(オ) 年末年始等の休日が連続する場合の点検作業については、監督職員と協議する。

(カ) 作業項目（週点検）

a 給油施設の四囲を巡回し、五感による漏油の有無の点検を行う。

b 検知管により、地下タンク等からの漏油の有無を点検すること。

c 各計器を点検し、各計器等からの漏油の有無を点検すること。

d 点検結果を別添1「給油設備点検簿」に記載し、1ヶ月分を取りまとめ保安部管理課に提出すること。

e 点検時に使用する検査棒等の落下防止措置を講じることとし、落下事故が起きた場合の復旧に係る費用は、受注者の負担とする。

(2) 消防法14条3の2に基づく地下タンク及び船舶給油取扱所の定期点検

(ア) 点検回数 1回

官の指示する日に行うこと。

(イ) 点検内容

点検は別添2「地下タンク貯蔵所点検表」及び別添3「給油取扱所（屋外）点検」表のとおり実施すること。

点検作業終了後、監督職員立会いの下、地下タンクのマンホール等が確実に封鎖されているかを確認し、点検に伴い発生した廃棄物等は受注者にて確実適切に処理を行うこと。

(3) 船舶燃料給油作業

ア 給油所から当庁が指定する船舶へ給油すること。

イ 給油予定時間 96時間

内訳 48回 (予定回数24回 (月平均2回) × 2隻)

ポンプ能力 毎分1.5キロリットル

予定数量 90キロリットル/回

予定時間 2時間/回

作業時間は30分未満は切捨て、30分以上は1時間として、1時間単位で請求するものとする。

ウ 作業時間帯は次により区分し、各単価は別途協議するものとする。

なお、作業時間は請負業者事務所から給油所までの往復時間を含むものとし、2隻以上の船舶に給油するために、1隻の給油作業が終了し、次の給油作業を開始するまでの時間は、給油作業と見なす。

ただし、「受注者の事務所までの往復時間」と「次の給油作業を開始するまでの時間」を比較し、短い方を作業時間として採用する。

・勤務時間 08:30から17:00まで

・時間外 17:00から翌日08:30までの時間とし、深夜勤務時間を除く。

・休日 日曜日、祝日及び深夜勤務 (午後10時から翌日の午前5時まで)

エ 作業は危険物取扱者 (乙種第四類危険物取扱者) 1名及び作業員2名とし、事前に給油作業を行う危険物取扱者の名簿を提出すること。

また、連絡担当者を指名し夜間及び休日等の連絡方法を連絡すること。

ただし、保安部から指示があった場合は作業員を増員できる。

オ 船舶への給油日時の連絡は、担当職員から連絡担当者を介して行うものとし、給油日時については、担当職員と協議して決定する。

なお、給油は原則平日 (土曜日を含む) の日中 (08:30~17:00) に行うものとし、給油日時が土曜日もしくは休日又は時間外である場合は、可能な限り直前の平日正午までに連絡を行うものとする。

また、原則 (1/1~1/3) の給油は行わない事とする。

カ 作業員は事前に器材の取扱及び給油作業等の訓練を行うこと。

また、職員が変更となった場合も同様とする。

キ 作業は本仕様書により実施し、明記なき事項と言えども給油作業に関連する些少のものについては、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内で実施すること。

ク 作業方法については、予め担当職員と打ち合わせて実施すること。

ケ 準備、給油、後片付け作業は、事故及び漏油事故等のないように行うこととし、漏油事故が発生した場合には、海上への流出防止対策及び海上での拡散防止対策を講じるとともに、保安監督者に連絡を行うこと。

なお、請負者の不注意により生じた漏油事故の防除措置費用及び官有品等に損傷を与えた場合の復旧に係る費用は、受注者の負担とする。

コ 遵守事項

危険物取扱者は、給油作業全般の指揮・監督を行うものとし、作業員により次の作業を行うこと。

- (ア) 岸壁上に車両通行を規制する支柱、バー等を運搬し、所定の場所に設置すること。
- (イ) 岸壁上に設置するホースを運搬し、固定金具により確実に固定すること。
- (ウ) 船舶の給油口に接続するホースを運搬し、固定金具により確実に固定すること。
- (エ) 上記ホースの接続下部に漏油防止用の受皿を設置すること。
- (オ) 安全を確認の上、給油用ポンプの起動及び停止を行うこと。
- (カ) 各ホース結合部からの漏油がないか監視し、漏油を発見した際には、保安監督者に連絡すること。
- (キ) 作業終了前後のタンク保管量を測定すること。
- (ク) 作業終了後、使用した器材の撤去、格納用倉庫への搬送を行う。
- (ケ) 作業に使用した器材等の損傷の有無を確認する。

### 3 履行場所

敦賀海上保安部船艇用品庫  
敦賀市 巡視船岸壁金ヶ崎A・B

### 4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 5 検査

- (1) 船舶給油施設定期点検  
別添1 給油設備点検簿により検査職員の検査合格をもって完了とする。
- (2) 消防法14条3の2に基づく地下タンクの定期点検  
別添4「地下タンク及び給油取扱所定期点検実施報告書」に別添2「地下タンク貯蔵所点検表」及び別添3「給油取扱所(屋外)点検表」を添付し検査職員の合格をもって完了とする。
- (3) 船舶燃料給油作業  
給油作業時間が記載された書面を提出し、受注者立会いのもと検査職員の検査合格をもって完了とする。

### 6 支払条件等

検査合格後、1ヶ月ごと払い。  
官署支出間官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

### 7 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 請負業者は、契約締結後、速やかに事務所から給油所までの通常経路及び所要時間を記載した書面を担当職員に提出し、その確認を受けること。
- (3) 履行に際し、知り得た事実については他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先  
敦賀海上保安部 管理課 0770-22-0666

# 船舶給施設定期点検等(敦賀)

黄色 点検日

点検日が作業不可の場合は翌日又は前日等に行う。

令和8年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
合計						5 回

令和8年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
合計						4 回

令和8年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
合計						4 回

令和8年7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
合計						5 回

令和8年8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
合計						4 回

令和8年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
合計						4 回

令和8年10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
合計						5 回

令和8年11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
合計						4 回

令和8年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
合計						5 回

令和9年1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
合計						4 回

令和9年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						
合計						4 回

令和9年3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
合計						4 回

予定点検回数 : 52 回

## 給油設備点検簿

日付 年 月 日

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果
通気管	腐食・損傷の有無	目視	
外部計測装置	腐食・損傷の有無	目視	
ポンプ庫内モーター類	腐食・損傷の有無	目視	
	滞油等の有無	目視	
ポンプ庫内配管等	腐食・損傷の有無	目視	
	滞油等の有無	目視	
ポンプ庫内操作盤	腐食・損傷の有無	目視	
ポンプ庫床・壁・扉等	腐食・損傷の有無	目視	
	滞油等の有無	目視	
外部露出配管等	腐食・損傷の有無	目視	
	滞油等の有無	目視	
ホース接続ビット	腐食・損傷の有無	目視	
	滞油等の有無	目視	
検知装置	検知装置の動作確認（1ヶ月に1回）	動作	

コメント

## 地下タンク貯蔵所点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
上部スラブ		亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
タンク本体			*注1		3年に1回別途 実施
通 気 管 等	通気管	固定状況の適否	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
	安全装置	腐食、損傷の有無	目視		
		作動状況	取り外し等による機能試験		
可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視			
計 測 装 置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	圧力計	損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		指示状況	目視		
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視		
変形、損傷の有無		目視			
漏えい検査管		変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注2		
漏えい検知装置 (二重タンク)		損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
注油口		変形、損傷の有無	目視		
		接地電極損傷の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
注入口ピット		亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		

配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	*注1		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定の適否	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
			目視		
	バルブ	漏えい、損傷等の有無	目視		
		開閉機能の適否	目視		
	電気防食設備	端子はこの損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
		防食電位(電流)の適否	電位計による測定		
ポンプ設備	ポンプ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト等による		
	ポンプアース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗値等の適否	目視		
	囲い、床、ためます、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	建家及び付属設備	屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視		
		排気・排出設備等の損傷の有無及び機能適否	目視		
		照明設備の損傷の有無	目視		
	電気設備	配線及び機器の損傷の有無	目視		
機能の適否		作動確認			

標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
警報設備	損傷の有無	目視		
	機能の適否	目視		
その他				

注1 地下タンクの本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動タンク貯蔵所の漏れの点検に係る運用上の指針について(平成16年3月18日消防危第33号)」により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること、。

給油取扱所(屋外)点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
空地等	空地	障害物件の有無	目視		
	地盤面	周囲地盤との高低差の適否	目視		
		亀裂、損傷等の有無	目視		
	排水溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
滞油、滞水、土砂等の堆積の有無		目視			
防火塀		亀裂、損傷、傾斜等の有無	目視		
建築物等	壁、柱、床、はり、 屋根	亀裂、損傷等の有無	目視		
	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視		
	看板等	固定の適否及び傾斜等の有無	目視		
専用タンク・廃油タンク等	上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
	タンク本体	漏えいの有無	*注1	—	3年に1回ずつ 別途実施
	通気管	位置、固定の適否	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視	—	—
	液量自動表示装置	損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
	漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注2		
	漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
	注入口	変形、損傷の有無	目視		
接地電極損傷の有無		目視			
接地抵抗値の適否		接地抵抗計による測定			
注入口ピット	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視			
	油種別表示の有無	目視			

点 検 項 目	点 検 内 容	点 検 方 法	点 検 結 果	措 置 年 月 日 及 び 措 置 内 容
地上式固定給油設備・固定注油設備	各 接 合 部	漏えい、変形、損傷の有無	目視	
	固 定 ボ ル ト	腐食、ゆるみ等の有無	目視	
	ノズル、ホース	漏えいの有無	目視	
		亀裂、損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視	
		直近の位置の油種別表示、ローリー専用等表示の損傷、汚損の有無	目視	
	ポ ン プ	漏えいの有無	目視	
		変形、損傷の有無	目視	
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視	
	流 量 計	漏えい、破損の有無	目視	
	表 示 装 置	変形、損傷の有無	目視	
静電気除去装置	損傷の有無	目視		
	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定	—	—
配管・バルブ等	配 管	漏えいの有無	*注1	
		変形、損傷の有無	目視	
		塗装状況及び腐食の有無	目視	
		保温（冷）材の損傷、脱落等の有無	目視*注3	
		固定の適否	目視	
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視	
	バ ル ブ	漏えい、損傷等の有無	目視	
		開閉機能の適否	目視	

点 検 項 目		点 検 内 容	点 検 方 法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
ポンプ室・油庫・整備室等	壁、柱、はり、屋根	損傷の有無	目視		
	防 火 戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視		
	ポ ン プ (ポンプ室に限る。)	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無 異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
	床、点検ピット、 ためます	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	換気・排出設備	変形、損傷の有無 機能の適否	目視 作動確認		
照 明 設 備	損傷の有無	目視			
電 気 設 備		配線及び機器の損傷の有無 機能の適否	目視 作動確認		
標 識 ・ 掲 示 板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火設備	消 火 器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
警 報 設 備		損傷の有無 機能の適否	目視 作動確認		
そ の 他					

注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付消防危第33号）により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

注3 保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することが望ましい。

## 地下タンク及び給油取扱所定期点検実施報告書

令和 年 月 日			
敦賀海上保安部長 殿		報告者 住所	
		氏名 印	
設置者	住所	京都府舞鶴市字下福井901 電話 0773-76-4100	
	氏名	第八管区海上保安本部長 佐々木 渉	
設置場所		福井県敦賀市金ヶ崎町49番3	
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は 取扱所の区分 地下タンク貯蔵所 給油取扱所
設置の許可年月日 及び許可番号		地下タンク貯蔵所 令和2年10月15日 敦消組危指令第16号 給油取扱所 令和2年10月15日 敦消組危指令第17号	
危険物の類、品名(指 定数量)、最大数量		第4類 第2石油類 重油(指定 数量1000 <sup>kg</sup> 、300,000 <sup>kg</sup> )	指定数量 の倍数 300
点検実施年月日		令和 年 月 日	
点検種別		1年点検	
点検内容及び結果		地下タンク貯蔵所点検表のとおり	
点検実施者	所属		
	氏名	印	
	免状の区分		免状番号